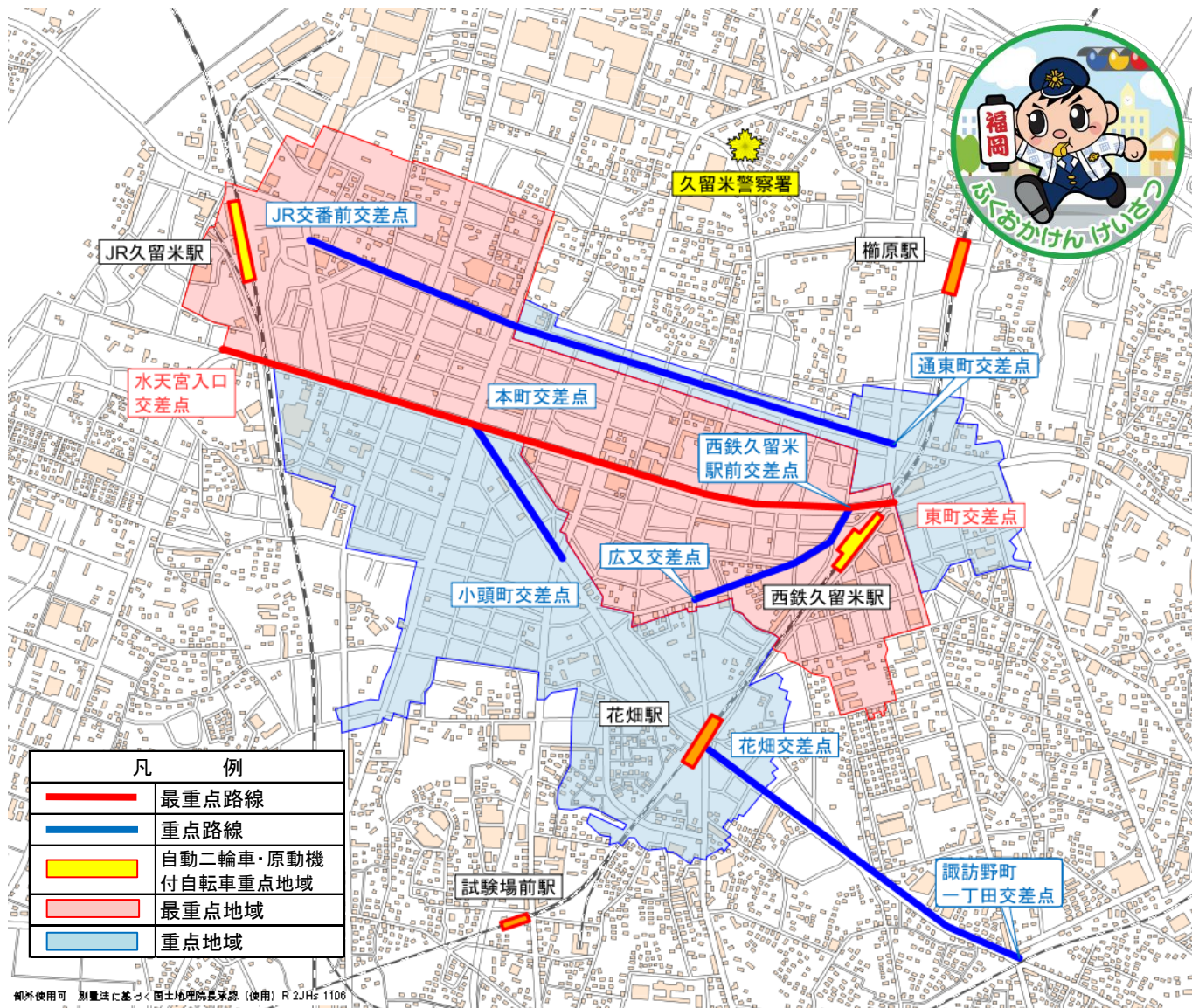


久留米警察署 駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域を重点的に巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどを実施します。



【 路線 】

最重点路線 《 区 間 》	重点時間帯
国道209号及び国道264号(通称明治通り) 《東町交差点～本町交差点》	終日
県道一丁久留米停車場線 《本町交差点～水天宮入口交差点》	終日

重点路線 《 区 間 》	重点時間帯
主要地方道久留米停車場線(通称昭和通り) 《通東町交差点～JR交番前交差点》	終日
県道一丁久留米停車場線(通称小頭通り) 《本町交差点～小頭町交差点》	終日
県道一丁久留米停車場線(通称一丁通り)《花畑交差点～諏訪野一丁交差点》	終日
市道D1号線(通称広又通り) 《西鉄久留米駅前交差点～広又交差点》	終日

【 地域 】

最重点地域	重点時間帯
城南町 中央町 日吉町 六ツ門町 天神町 東町(1～6番を除く)	終日
JR久留米駅西口周辺(京町の一部、瀬下町の一部、白山町の一部及び縄手町)	終日

重点地域	重点時間帯
通町 榎原町の一部 螢川町の一部 通東町	終日
東和町 篠原町 大手町 荘島町の一部 東町1～6番	
本町 小頭町 原古賀町 西町の一部 花畑1～3丁目	

自動二輪車・原動機付自転車重点地域	重点時間帯
西鉄久留米駅周辺のうち、「自転車放置禁止区域」に指定されている地域	終日
JR久留米駅周辺のうち、「自転車放置禁止区域」に指定されている地域	

- ※ 赤字は変更した地域。
- ※ 「自転車放置禁止区域」とは、久留米市が条例によって自転車を放置することを禁止している区域をいいます。
- ※ 本ガイドラインでの活動は令和3年11月1日から行います。